

# 北朝鮮を仕向地として10万円相当額を超える現金等を携帯して持ち出す方へ

## — 支払手段等の携帯輸出・輸入申告書の記入例 —

この輸出入申告書を提出した場合には、「支払手段等の携帯輸出入届出書」の提出は不要です。

平成22年7月6日から、北朝鮮を仕向地として10万円相当額を超える現金・小切手等を携帯して持ち出す場合には、税関に「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」の提出が必要です。なお、様式につきましては、全国の空港や港にある税関に備え付けています。

|   |          |  |
|---|----------|--|
| (税関用)   |          | <input checked="" type="checkbox"/> 輸出<br>支払手段等の携帯 申告書 |
|   |          | <input type="checkbox"/> 輸入                            |
| <small>携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記1の(1)の合計金額が100万円(*)相当額を超える方、又は下記1の(2)の合計重量が1キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円</small>   |          |  |
| 税関長殿  | 申告年月日    | 2010年 〇月 ×日  |
| 申告者   | 氏名(漢字)   | 税関太郎   |
|   | 氏名(ローマ字) | ZEIKAN TARO  |
|   | 住所       | 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1  |
|   | 生年月日     | 1970年12月30日  |
|   | 国籍       | 日本   |
|   | 旅券番号     | AB012345   |
| 以下のとおり申告します。  |          |  |
| <b>1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等</b><br>(1) 支払手段又は証券<br><input checked="" type="checkbox"/> 現金（原通貨で記入） 150,000円<br><input type="checkbox"/> 小切手（旅行小切手を含む。）<br><input type="checkbox"/> 約束手形<br><input type="checkbox"/> 証券（有価証券に限る。）<br>合計金額（100万円(*)未満切捨て） 10 万円<br><small>* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円</small><br>(2) <input type="checkbox"/> 貴金属（金の地金で純度90%以上のものに限る。）<br><small>合計重量（1kgが1未満切捨て）</small> |          |  |
| <b>2 仕向地（又は積出地）の名称</b><br><input checked="" type="checkbox"/> 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名: AB航空012便] [降機(船)地名: ビョンヤン]<br><input type="checkbox"/> 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名: ] [乗機(船)地名: ]  |          |  |
| <b>3 輸出（又は輸入）の実行の日</b> <input checked="" type="checkbox"/> 申告の日 <input type="checkbox"/> 申告の日の翌日  |          |  |
| 署名  | 税関太郎     |  |
|   | 税関記入欄    |  |
|   | 許可年月日    |  |

『支払手段等の携帯輸出・輸入申告書』は、2枚複写式になっています。ボールペン等で1枚目に必要事項を記入の上、税関に提出してください。（1枚目：税関用、2枚目：申告者用）

### 申告対象

次のものの合計額が10万円相当額を超える場合

- ・ 現金（本邦通貨、外国通貨）
- ・ 小切手
- ・ トラベラーズ・チェック、旅行小切手
- ・ 約束手形
- ・ 有価証券（株券、国債等）

### 仕向地の名称

申告者が搭乗（乗船）する航空機（船舶）の名称及び降機（下船）する地名を記入してください。

### 輸出の実行の日

出国の際に利用する航空機（又は船舶）の出港予定日が申告書の税関での提出の日と同じの日となる場合には「申告の日」欄に、提出の日の翌日となる場合には「申告の日の翌日」欄にチェックを記入してください。



※申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があると、処罰されることがありますので注意してください。  
 ※ご不明な点がございましたら税関職員へお尋ねください。



# 税関

<http://www.customs.go.jp/>